

避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住し、自宅近くの医療機関で人工透析を受けていた申立人について、原発事故に伴う当該医療機関の移転によって自宅から通院することが可能な医療機関がなくなり、平成28年10月まで避難を継続することを余儀なくされ、自宅不動産の管理等を行うことができなくなったこと等を考慮し、価値減少割合を72分の68として自宅（土地、建物、庭木・構築物）の財物損害が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、同損害項目についての和解金として、下記の金額の支払い義務のあること及び同損害項目以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

ア 損害項目

双葉郡檜葉町大字〇〇所在、地番〇番〇、地目宅地、地積〇㎡の土地に関する財物損害 518万4959円

イ 損害項目

双葉郡檜葉町大字〇〇〇番地〇、〇番地〇所在、家屋番号〇番〇、種類居宅、構造 木造セメント瓦葺平家建、床面積〇㎡の家屋に関する財物損害 859万0712円

ウ 損害項目

上記イの庭木・構築物に関する財物損害 186万0490円

エ 損害項目

本件和解仲介手続に係る弁護士費用 46万9085円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、合計金1610万5246円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。ま

た、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成30年10月15日

(仲介委員 白井孝一)